

政令第百十九号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）附則第十九条の二第一項ただし書、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十一条、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項及び同法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第八号）附則第九十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五十一条及び附則第三十条の二の十三中「第四百四十四条の二十三第二項」を「第四百四十四条の二十三第三項」に改める。

附則第三十条の四を附則第三十条の五とし、附則第三十条の三の次に次の一条を加える。

（一時金の支給を請求することができない事由となる受給権を有したことがある給付）

第三十条の四 法附則第十九条の二第一項ただし書に規定する政令で定める給付は、平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第一項第一号に定める場合に該当するときに支給を受けることができる同号に規定する給付とする。

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第五百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同条第一項中「令和三年四月分」

を「令和四年四月分」に、「令和二年五月三十一日」を「令和三年五月三十一日」に改め、同条第二項中

「令和二年六月一日」を「令和三年六月一日」に、「四・八一三」を「四・七九四」に改め、同条第三項

中「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百四号）第一条」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百十九号）第二条」に、「令和元年六月一日」を「令和二年六月一日」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第百四十七号。附則第三条において「平成二十七年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表改正前地共済法第八十条の二第二項第一号及び第三項の項を次のように改める。

改正前地共済 法第八十条の 二第二項第一 号	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	五年を経過した日	十年を経過した日

第七条第一項の表改正前地共済法第八十条の二第四項の項の前に次のように加える。

改正前地共済 法第八十条の 二第二項第二 号	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	五年を経過した日	十年を経過した日

基礎として法第七

基礎として

第七条第二項の表第二十五条の四の二第一項の項中

---

十九条第一項第一号の規定により算定した金額に次項の規定により算定した平均支給率を乗じて得た金額（昭和六十年改正法附則第十六条第一項の規定が適用される場合にあつては、当該乗じて得た金額に受給権取得月前組合員期間

---

を基礎として同項  
の規定の例により  
算定した金額を加  
算した金額)と

基礎として法第七

基礎として

十九条第一項第一

号の規定により算

定した金額に次項

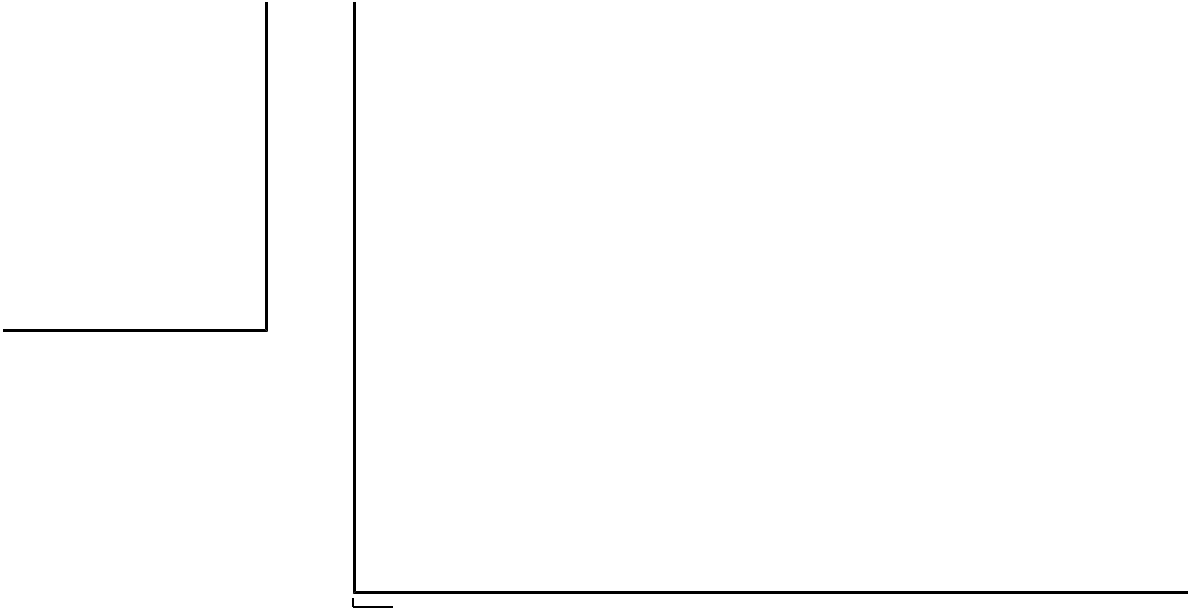
の規定により算定

した平均支給率を

乗じて得た金額(

昭和六十年改正法

附則第十六条第一



を

六十月	項の規定が適用される場合にあつては、当該乗じて得た金額に受給権取得月前組合員期間を基礎として同項の規定の例により算定した金額を加算した金額)と
百二十月	

---

に改め、同表第二十五条の四の二第三項の項中

が前項第一号に該  
当する

に当該者が組合



--	--

員である

--

を

五年	が前項第一号に該当する
十年	に当該者が組合員である

--	--

に改め、同表附則第三十条の二の十六第一項の項中

法第七十九条第一項又は第百二条第一項
--------------------

法第七十九条第一項第二号
--------------

を

法第七十九条第一項又は第百二条第一項	千分の五
法第七十九条	千分の四

第一項第二号

に改め、同表附則第三十条の二の二十第一項の項中

金額（地方公共団  
体の長であつた期  
間が十二年以上で  
ある者にあつては

金額

を

金額（地方公共  
体の長であつた  
間が十二年以上  
ある者にあつて  
、法附則第二十

、法附則第二十四  
条第一項の規定の  
例により算定した  
金額)

	た の 四 は で 期 団
千分の四	金額

条第一項の規定  
例により算定し  
金額)  
千分の五

に改め、同表附則第三十条の二の二

十第二項、第四項及び第五項の項を次のように改める。

附則第三十条 の二の二十第 二項	組合員期間 千分の五	組合員期間のうち旧地共済施行日前期間 千分の四
------------------------	---------------	----------------------------

第七条第二項の表附則第三十条の二の二十第六項の項の前に次のように加える。

附則第三十条 の二の二十第 四項及び第五 項	組合員期間	組合員期間のうち旧地共済施行日前期間
---------------------------------	-------	--------------------

第十七条第一項中「改正後厚生年金保険法第四十三条第三項、」を「厚生年金保険法第四十三条第三項の規定、改正後厚生年金保険法」に改め、同項の表改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の項を次のように改める。

厚生年金保険	受給権者	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一
--------	------	------------------------------

法第四十三條

第三項

	<p>部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者（平成二十四年一元化法附則第五条の規定により被保険者の資格を取得したものに限る。）</p>
<p>被保険者であつた期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）</p>
<p>老齢厚生年金</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金</p>
<p>とするものとし、資格を喪失した日</p>	<p>として、当該退職共済年金</p>

(第十四条第二号  
から第四号までの  
いずれかに該当す  
るに至つた日にあ  
つては、その日)  
から起算して一月  
を経過した日の属  
する月から、年金

第十七条第一項の表改正後厚生年金保険法第四十三条の二第二項第一号の項中「なお効力を有する改正前地共済法」の下に「(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法(平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)をいう。以下同じ。)をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等

を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）を加える。

（令和三年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第四条 令和三年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

本則中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、本則の表中「一・二二二」を「一・二二七」に、「一・二三二」を「一・二三七」に、「一・二五九」を「一・二五四」に、「一・二六五」を「一・二六〇」に、「一・二七一」を「一・二六六」に、「一・二八一」を「一・二七六」に、「一・二九二」を「一・二八七」に、「一・二九三」を「一・二八八」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

(旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第二条 令和四年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号)附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第九条に規定する旧遺族年金又は同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金若しくは同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金の額については、なお従前の例による。

(旧職域加算退職給付の支給の繰下げ等に関する経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第七条第一項の規定により読み替えられた



被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下この項及び次項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第八十条の二第二項の規定は、この政令の施行の日（次項及び第三項において「施行日」という。）の前日において、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの（次項において「旧職域加算退職給付」という。）の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

2 第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第七条第二項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（次項において「なお効力を有する改正前地共済令」という。）第二十五条の四の二第一項及び第三項の規定は、施行日の前日において、旧職域加算退職給付の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

3 第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第七条第二項の規定により読み替えられたなお

効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の十六第一項並びに第三十条の二の二十第一項及び第二項の規定は、施行日の前日において、六十歳に達していない者について適用する。

## 理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うとともに、令和四年度における地方議会議員であつた者に係る旧退職年金等の年金額の改定等を行う必要があるからである。